

令和 8 年度 ごみ処理実施計画

本計画は、第 5 次伊万里市一般廃棄物処理基本計画改定（ごみ処理基本計画）に基づき、ごみ処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的に、令和 8 年度で実施する計画を定めるものである。

佐賀県伊万里市

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域の状況（伊万里市全域）

区 分	人口（人）	面積（k m ² ）
令和8年度計画	50,500	255.24

(2) 一般廃棄物の区分

①可燃ごみ

②不燃ごみ（空き缶、金属類、ガラス類、陶磁器、複合素材）

③資源ごみ（びん類、ペットボトル、発泡スチロール製トレイ、使用済み乾電池・ 蛍光管・小型充電式電池）

④粗大ごみ

(3) さが西部クリーンセンターで処分できないもの

適正処理困難物	土木建築廃材の石材、瓦、コンクリート類、レンガ、有害物質及び危険物類の劇薬、火薬、農薬、ガスボンベ、消火器、自動車、自動二輪、タイヤ、バッテリー、魚網、農業用資材、農業用機械類、感染性医療廃棄物、ドラム缶等
産業廃棄物	事業活動から排出される燃え殻、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他法令で定めるもの

さが西部クリーンセンターで処理できない適正処理困難物及び産業廃棄物については、排出者が自ら販売店等に処理を依頼するか、産業廃棄物の処理業者に依頼して、適正に処理しなければならない。

(4) 一般廃棄物の処理量の見込み

（単位：t/年）

区 分	令和8年度計画量	搬入施設
可燃ごみ	11,032	さが西部クリーンセンター
生ごみ・廃食油の一部	329	再生利用指定業者 （再生利用）
不燃ごみ	604	さが西部クリーンセンター
資源ごみ	324	伊万里市環境センター
粗大ごみ	965	さが西部クリーンセンター
合 計	13,254	

2. 一般廃棄物の処理主体

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		委託業者	(ガス化溶融) さが西部クリーン センター	(飛灰) クリーンパーク 有田
		市民等（直接搬入）		クリーンパーク さが
		許可業者		(資源物) 再生事業者
		再生利用指定業者	(再生利用) 再生利用指定業者	(再生利用) 再生利用指定 業者
不燃ごみ		委託業者	(資源化・ガス化 溶融) さが西部クリーン センター	(資源物) 再生事業者
		市民等（直接搬入）		(飛灰) クリーンパーク 有田
		許可業者		クリーンパーク さが
資 源 ご み	びん類、 ペットボトル、 発泡スチロール製 トレイ	委託業者	(選別、圧縮・梱包) 伊万里市環境センター	(資源物) 再生事業者 (残渣) さが西部クリーン センター
	紙類、缶、びん	資源ごみ回収業者		
	乾電池、蛍光管、 ペットボトルキャッ プ 小型充電式電池	市職員	再生事業者	
粗大ごみ		委託業者	(資源化) さが西部クリーン センター	(資源物) 再生事業者
		市民等（直接搬入）		(残渣) さが西部クリーン センター
		許可業者		
廃棄特定家電		市職員	再生事業者	
		許可業者		

3. 処 理 計 画

①ごみの排出抑制・再資源化計画

ア. 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るために市民・事業者・行政が以下の方策に取り組む。

方策	市民	事業者	行政
広報啓発活動	広報紙、チラシ等からごみの減量化等に関する情報を積極的に得る。	事業所内での減量化を促進するため社内報等でごみ減量化の意識向上を図る。	分別区分、排出方法、行政の排出抑制策についての周知を行うとともに、住民・事業者の理解・協力を深めるイベント等を企画し、実施する。
包装容器の適正化	マイバッグの持参、簡易包装商品の購入等、包装容器廃棄物の排出抑制に努める。	過剰包装の見直しや改善、再生利用可能な包装容器の適用等に努め、包装容器の適正化に努める。	過剰包装の見直し、マイバッグ運動の推進等について啓発する。 ペットボトルキャップの拠点回収を実施する。
生ごみ減量化の推進	家庭用生ごみ処理機等を活用し、水切りの徹底等により、生ごみの減量化に努める。	事業所で発生する生ごみの減量化に努める。また、多量排出事業所にあっては、生ごみの堆肥化等に努める。	生ごみの水分を減らす水切り方法等の周知に努める。 また、家庭用生ごみ処理機等の利用拡大に向け補助金を交付する。
分別排出の徹底	市が指定する適正なごみの分別、排出に努める。		各世帯にごみの分別と出し方についての印刷物を配付する等、適正な分別排出の周知を行う。

資源ごみリサイクルの推進 (分別回収の徹底)	リサイクルサンデー（行政区や団体が地域で実施する資源ごみの集団回収）等、地域で資源ごみの回収に取り組む。	事業所内で発生するごみのリサイクルに努めるとともに、店舗等では、資源ごみの回収拠点を設置する等、資源ごみの分別回収に努める。	リサイクルサンデーに取り組む団体に対し補助金を交付し、リサイクルを推進していく。
食品ロスの削減	食品を購入する際には適量を購入する。また、外食時には食べきれぬ量を注文する等食品ロスの削減に努める。	食品販売店では、食品の「てまえどり」を推進に努める。 また、飲食店では、「30・10運動」の推進に努める。	食品の「てまえどり」を推進するため、ポップを作成し、食品販売店に配布する等啓発を行う。 家庭などで余っている食品を集めて必要とする団体に提供し、「伊万里市フードドライブ」を開催する。
家庭で不要となった古着や家具・家電等のリユースの推進	市が設置した古着等の回収ボックスや、提携している『おいくら』を活用し、リユースに努める。	－	古着等回収や、家具・家電のリユースに関する取組の周知強化に努め、市民の利用促進を図る。
家庭からの廃食油回収の実施。	市と協力企業とで設置された廃食油の回収ボックスを積極的に活用する。	設置した回収ボックスの周知を図る。 市民の利便性向上のため、回収ボックスの設置について検討する。	廃食油回収の取組に関する周知に努めるとともに、新たな設置箇所について、検討する。

イ. 再資源化の方法及び量

(単位：t/年)

区 分		方 法	令和8年度計画
可燃ごみ		焼却施設から発生したスラグ・メタルは回収後、業者に引き渡す。	1, 239
不燃ごみ・粗大ごみ		選別・破砕処理後、業者に引き渡す。	174
資源ごみ	びん類	選別・保管後、指定法人に引き渡す。	197
	ペットボトル	圧縮・梱包・保管後、指定法人に引き渡す。	114
	発泡スチロール製トレイ	選別・保管後、業者に引き渡す。	1
	紙類	資源ごみ回収業者が収集・選別・保管後、業者に引き渡す。	438
	缶類		46
	一升びん ビールびん		12
	乾電池	保管後、業者に引き渡す。	8
	蛍光管		3
	ペットボトルキャップ		1
	生ごみ・廃食油の一部	市民や事業所が再生利用指定業者に引き渡す。	329
合 計			2, 562

不法投棄家電リサイクル搬出分

(単位：台)

品 目	令和8年度計画
テレビ	7
冷蔵庫・冷凍庫	1
洗濯機・衣類乾燥機	1
エアコン	0
計	9

②収集運搬計画

○伊万里市内の家庭系ごみ（市職員及び委託業者、許可業者）

ア．収集・運搬する廃棄物の量（単位：t/年）

区 分		令和8年度計画量
可燃ごみ		7, 9 2 2
不燃ごみ		5 9 0
資源 ご み	びん類	1 9 7
	ペットボトル	1 1 5
	発泡スチロール製トレイ	
	乾電池	8
	蛍光管	3
	ペットボトルキャップ	1
粗大ごみ		8 6 6
合 計		9, 7 0 2

（台数/年）

廃棄特定家電	4 8
--------	-----

イ．収集区域の範囲及び収集方法

	主体	収集方式	収集形態	収集頻度	備 考
可燃ごみ	委託業者	ステーション	委託収集	週2回	指定袋
不燃ごみ	委託業者	ステーション	委託収集	隔週1回	指定袋
資源ごみ	委託業者	ステーション	委託収集	隔週1回	指定袋
粗大ごみ	委託業者	ステーション	委託収集	月1回	ステッカー
廃棄特定家電	市職員	戸別	直営収集	適時	—
乾電池・蛍光管・ 小型充電式電池	市職員	拠点	個人持込	適時	—
一時多量ごみ	許可業者	個別	直接搬入	随時	契約金額

①高齢者及び障がい者のみの世帯で粗大ごみの戸別収集を希望される場合は、1回の収集につき原則2つまで戸別収集を行うものとする。ただし、収集日については、行政区で決められた粗大ごみの収集日に合わせて収集を行うものとする。

②一時多量ごみの収集運搬業の許可方針については、以下のとおりとする。

家庭から一時的かつ多量に排出される一般廃棄物であり、委託業者による通常の家庭ごみ収集体制では対応が困難な場合において、排出者の処理責任を適切に履行するための補完的な収集運搬体制を確保するものであり、「処理体制の確保」、「既存体制との調和」を踏まえた上で、許可方針を定める。

一時多量ごみの収集運搬業の許可については、本市における一般廃棄物の排出状況、既存の収集運搬体制及び許可業者の処理能力等を勘案し、既に本市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を有し、かつ、事業系一般廃棄物の収集運搬実績を有する事業者のうち、家庭系一般廃棄物である一時多量ごみを適正に取り扱う能力及び体制を有すると認められる者であって、本市区域内に本店を置くことで迅速かつ継続的な対応が可能な事業基盤を有する者とする。

〔一時多量ごみの排出予測〕

	令和8年度計画
一時多量ごみの実施回数	305回

本市の高齢者のみの世帯数は増加しており、今後、運転免許証の返納等に伴い、直接搬入が困難な世帯も増加することが見込まれ、一時多量ごみの需要については潜在的にあることが考えられる。

○伊万里市内の事業系ごみ

	主体	収集形態	備考
事業系ごみ	事業者 許可業者	直接搬入	—

①事業者は、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理し、廃棄物の減量化・資源化を念頭においた事業活動に努めるものとする。

②事業系ごみの収集運搬については、原則として事業者自らが行うものとする。
(ただし、行政区了承の上、1回の排出量が市指定袋2袋までは排出可能)

③事業系ごみの収集運搬は、市が一般廃棄物収集運搬業の許可をした「一般廃棄物収集運搬業許可業者」で行うものとする。また、一般廃棄物の再生利用については、市が指定した「一般廃棄物再生利用指定業者」が行うものとする。

〔一般廃棄物収集運搬業許可業者〕

業者名	取扱品目	収集車両
(公社)伊万里市シルバー人材センター	事業系一般廃棄物	軽貨物 2 台、小型貨物 3 台
(有)伊万里資源	事業系一般廃棄物	塵芥車 2 台
(有)富士商会	事業系一般廃棄物	軽貨物 2 台、塵芥車 6 台、普通貨物 3 台
(有)アバクリーン	事業系一般廃棄物	塵芥車 3 台、小型貨物 2 台
(有)佐賀資源開発	事業系一般廃棄物	塵芥車 1 台、普通貨物 2 台
(株)エコ・アップ	事業系一般廃棄物	軽貨物 1 台、小型貨物 2 台、普通貨物 1 台
(有)壹良産業	事業系一般廃棄物 (魚腸骨のみ)	軽貨物 6 台、塵芥車 8 台、小型貨物 2 台、普通貨物 8 台、冷蔵冷凍車 2 1 台、脱着装置付コンテナ専用車 2 台
(株)環境資源開発	事業系一般廃棄物	脱着装置付コンテナ専用車 3 台
(株)昭栄	事業系一般廃棄物	普通貨物 2 台
七ツ島産業(株)	事業系一般廃棄物	軽貨物 2 台、普通貨物 2 台
(有)野口	事業系一般廃棄物 (動植物性残渣のみ)	脱着装置付コンテナ専用車 1 台

※ 家庭系一般廃棄物のうち、一時多量ごみの収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業等事業範囲変更許可申請を行い、許可した業者とする。

〔一般廃棄物再生利用指定業者〕

業者名	取扱品目	収集車両
特定非営利活動法人 伊万里はちがめプラン	生ごみ	軽貨物 3 台
有限会社長崎油脂産業	家庭からの 廃食油	普通貨物 4 台、軽貨物 1 台

③中間処理計画

ア. 処理施設の概要

I. 施設概要

1. 焼却施設

施設名称	さが西部クリーンセンター エネルギー回収推進施設
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形5092番4
処理方式	ガス化溶融方式（シャフト炉式）
処理能力	205 t／日（102.5 t／日×2炉）

2. 粗大ごみ処理施設

施設名称	さが西部クリーンセンター マテリアルリサイクル推進施設
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形5092番4
処理方式	破碎、選別
処理能力	22 t／5 h、5 t／5 h（圧縮切断機）

3. リサイクル施設

施設名称	伊万里市環境センター リサイクルセンター	
所在地	佐賀県伊万里市黒川町立目31番地4	
機器名称	びん選別機	ペットボトル圧縮機
処理方式	手選別	圧縮・梱包
処理能力	3.21 t／5 h	0.14 t／5 h

II. 再生利用指定業者（再生利用）施設

1. 生ごみ堆肥化施設

施設名称	生ごみ堆肥化プラント
所在地	伊万里市大坪町狩立乙2436-1
処理能力	3.0 t／日

2. 廃食油 BDF 燃料化施設（稼働休止）

施設名称	バイオマスディーゼル燃料製造プラント
所在地	伊万里市大坪町笑川乙5026-2
処理能力	1000ℓ／日

3. 廃食油油水分離施設

施設名称	廃食油油水分離施設
所在地	長崎市西海町字チンダ4721番10
処理能力	3.96 m ³ ／日（19.7時間）

イ. さが西部クリーンセンター及び環境センターへ搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

(単位：t/年)

区 分	搬 入 方 法	令和8年度
生 活 系 ご み	委託・市職員	8, 3 7 3
	直 接 搬 入	1, 3 2 9
事 業 系 ご み	直 接 搬 入	3, 2 2 3
合 計		1 2, 9 2 5

ウ. 処分方法

さが西部クリーンセンターへ搬入される可燃ごみについては、エネルギー回収推進施設でガス化溶融方式により処理を行う。また、不燃ごみ、粗大ごみについては、マテリアルリサイクル推進施設で破碎・選別処理を行う。

伊万里市環境センターへ搬入される資源ごみについては、ごみの区分ごとに選別、圧縮・梱包を行う。

④最終処分計画

中間処理で発生する飛灰については、有田町のクリーンパーク有田及び唐津市のクリーンパークさがで埋立を行う。

⑤その他

ア. 災害廃棄物の処理

災害に伴い発生する一般廃棄物の処理については、必要に応じ、佐賀県や近隣市町、関係団体等と連携または協力して処理を行うものとする。

また、災害に伴い発生する一般廃棄物の処理に関し、必要と認められる場合は、臨時的に一般廃棄物収集・運搬または処分業の許可を行うものとする。

イ. 住民に対する広報・啓発活動

○主な実施施策

施 策 名	内 容
乾電池・蛍光管・小型充電式電池の拠点回収	市役所（正面玄関）、各町コミュニティセンター（13館）、生涯学習センターに回収箱を設置し回収する。また、市内の小中学校には乾電池のみの回収箱を設置し回収する。
古着等及びペットボトルキャップの拠点回収	市役所、市民図書館、各町コミュニティセンターに回収箱を設置し、協定を締結した事業者の協力により、古着等のリユースや、ペットボトルキャップのリサイクルを行う。
資源ごみ回収奨励事業	ごみの減量化及び再利用化を図るため、自主的な資源ごみ回収事業を実施する団体に対して補助金を交付する。

ごみ集積所整備促進事業	ごみの適正排出及び減量化並びに再利用化を目的としたごみ集積所の整備事業等を実施する行政区に対して補助金を交付する。
家庭系生ごみ減量化促進事業	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、水分除去や堆肥化が可能な処理機等を購入し設置する家庭に対し、補助金を交付する。
伊万里市フードドライブの開催	伊万里実業高校フードプロジェクト部等と連携し、家庭などで余っている食品を集め有効活用を図り、食品ロスの削減に取り組む。
廃食油回収の実施	マックスバリュ伊万里駅前店に回収箱を設置し、協定を締結した事業者の協力を得て、家庭で出た廃食油の再資源化に取り組む。
伊万里リサイクルフェアの開催	ごみの減量化及びリサイクル化の推進に向けた啓発活動の一環として、“減らそうごみ・生かそう資源”をスローガンに伊万里リサイクルフェアを開催する。
広報啓発	3R運動を推進し、循環型社会の構築を目指すために、ごみの排出抑制や資源化を目的とした広報啓発活動を行う。
多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者への計画書の提出義務化	事業系一般廃棄物の年間排出量が36トン以上の多量排出事業者については、廃棄物減量等推進責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務化し、ごみの排出抑制を図る。
不用品交換情報システム	家庭で使わなくなった不用品の再利用を促進するために不用品の情報を登録し、ホームページ等で市民へ情報提供を行う。 また、不要品のリユース促進を図るため、協定を締結した事業者が提供するインターネットサービス「おいくら」の活用を推奨する。
在宅医療廃棄物の適正排出の徹底	在宅医療廃棄物については、感染性廃棄物（注射針）の混入防止など適正な排出を行うための啓発活動を行う。